

浜岡原子力発電所 計器設定ずれ等の有無の点検結果について(点検終了)

平成20年6月19日

当社は、経済産業省原子力安全・保安院からの指示「発電設備に係る点検について」(平成18・11・30原院第1号)に基づき、データ改ざん、必要な手続の不備、その他同様な問題(以下、「不適切な事象」という)がないかを点検(以下、「発電設備に係る点検」という。)し、平成19年3月30日に報告しましたが、物量の多い計器関係(計器:約20,000台/プロセス計算機(※1)の出力点:約1,200点)の点検(※2)については一部が点検未了となり、継続して実施することとしました。

(平成19年3月30日お知らせ済み)

平成19年3月30日以降の継続点検で、平成19年6月15日に、4号機の計器(約1,500台)に関する点検が終了しました。その際、計器設定ずれ1件を確認しました。

(平成19年6月15日お知らせ済み)

このたび、一部未了だった計器関係の継続点検が全て終了しました。また、この点検で、新たに計器設定ずれ1件を確認しましたので、お知らせいたします。

【2号機 非常用ディーゼル発電機用軽油タンクレベル計の設定ずれ】

誤った補正レベルで、レベル計が校正されていたため、実際のレベルよりも3mm低い値を指示するようになっていました。

実際の軽油保有量は、指示レベルより3mm相当分多めに確保されていたこととなり、原子炉施設の安全・安定運転に影響はありません。

また、当該計器については、正しい値を指示するように再校正しました。

(事象の概要については、別紙参照)

【再発防止対策】

設備の新設、変更時において、計器が正しく設定されていることの確認を確実なものとするため、ルールを以下のように改正しました。

- ・計器の設定の確認記録には検出点から最終出力点までの必要な設計情報を記載する。

上記再発防止対策は、これまでに公表した同種の計器設定ずれ事象と同じ要因であるため、[平成19年5月21日に公表](#)した「発電設備に係る点検結果に基づく再発防止行動計画(全社行動計画)」で示した計器設定ずれ事象に対する再発防止対策と同様です。

なお、「発電設備に係る点検」で確認された「不適切な事象」の件数は、平成19年3月30日以降の継続点検の結果を踏まえて合計16件となります。また、評価区分(※3)毎の不適切な事象数は、以下のとおりです。

【評価区分毎の不適切な事象数】

原子力発電設備	評価区分					計
	A	B	C	D	—	
平成19年3月30日に公表 した事象	0	1	6	1	6	14
平成19年6月15日に公表 した事象	0	0	0	0	1	1
今回公表した事象	0	0	0	0	1	1
計	0	1	6	1	8	16

注) 評価区分(—)は、「評価対象外」の扱いです。

※1 プロセス計算機とは、発電所設備に設置された検出器から得られた各種データ(圧力、温度、流量等のプラントパラメータ)を集約し、監視に使用するデータに加工して、中央制御室の表示や監視記録等へ出力する計算機です。

※2 計器関係の点検では、1～5号機の「計器」および「プロセス計算機の出力」のうち、①原子炉施設保安規定に定める監視に用いるもの、②定期検査の判定基準を満足することの確認に用いているもの、③使用前検査で使用するもの、④定期事業者検査で使用するもの、⑤外部への報告に使用するもの(①～⑤の中には重複しているものもあります。)を点検対象としています。

※3 不適切な事象の評価区分は、下表のとおりです。(平成19年3月30日に公表した「発電設備の点検結果に係る報告書」で定めた評価区分と同様です。)

評価区分	解 説
A	法令等および保安規定に抵触するもので、かつ設備の健全性が損なわれているもの
B	法令等または保安規定に抵触するもので、かつ設備の補修を伴うもの
C	法令等または保安規定に抵触するもの 法令等または保安規定に抵触する恐れがあるもので、広範囲または継続的に行われているもの
D	法令等または保安規定に抵触する恐れがあるもの

注)法令等:法令、地方自治体との協定および社内規程類

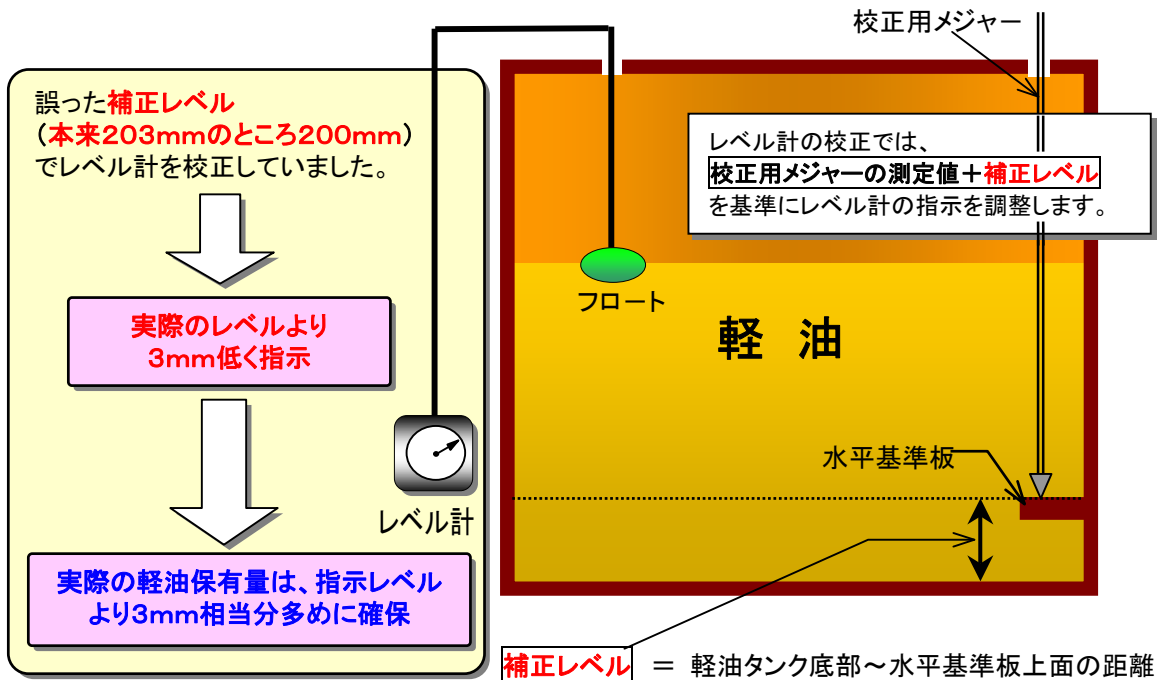
以 上

2号機 非常用ディーゼル発電機用軽油タンクレベル計の設定ずれ

事象概要

2号機非常用ディーゼル発電機用軽油タンクレベル計の点検記録に記載されていた補正レベル(当該タンク底面から水平基準板上面までのレベル)が、203mmと記載されるべきところ、200mmと記載され、その値を用いてレベル計が校正されていたことが分かりました。

これにより、当該レベル計が実際のレベルよりも3mm低い値を指示するようになっていました。



経緯

建設時における計器点検時の記録が存在しないため当時の補正レベルは不明ですが、建設時から発生しているものと推定しました。

安全性への影響

軽油タンクレベルは、月に1回、必要量(1,530mm)が確保されていることを確認していますが、実レベルに対して指示レベルは3mm低かったため、実際の軽油保有量は指示レベルより3mm相当分多めに確保していたことになり、原子炉施設の安全・安定運転に影響はありません。

対応

正しい補正レベルで、レベル計を再校正しました。

再発防止対策

設備の新設、変更時において、計器が正しく設定されていることの確認を確実なものとするため、ルールを以下のように改正しました。

- ・計器の設定の確認記録には検出点から最終出力点までの必要な設計情報を記載する。